

### シニア向けスマートフォン講習会

#### ◎調布市地域情報化コンソーシアム開催分

期①10月18日(月) (A⑧) ②20日(火) (A⑧) ③11月1日(月) (B③) ④5日(金) (B③) ⑤10日(火) (A⑧) ⑥12日(金) (A⑧) ⑦17日(火) (A⑧) ⑧22日(月) (A⑧) ⑨26日(金) (A⑧)

時午後2時～4時(1時30分開場)

所①③⑧文化会館たづくり10階1002会議室②④市民プラザあくろす3階研修室3⑤西部公民館第2学習室⑥市民プラザあくろす3階ホール1⑦文化会館たづくり8階801研修室⑨市民プラザあくろす3階研修室2

対60歳以上の方

関①Aアプリインストール②Bインターネット③C地図④Eメール⑤マイナンバーカード⑥Fマイナポータル

定各申し込み順8人

費無料

持スマートフォン、筆記用具、⑤⑥は追加持ち物あり

他詳細はちよみっと(右のQRコードからアクセス可)参照

申調電話でNPO法人調布市地域情報化コンソーシアム担当 熊谷・大川 ☎487-4282

#### ◎シルバー人材センター開催分

期①10月26日(火)・27日(水)②11月24日(火)・25日(水)③29日(月)・30日(火)

時①②午後1時30分～4時30分③午前9時30分～午後0時30分

対60歳以上の方

関①②Android③iPhone

定各申し込み順6人

費無料

持スマートフォン、筆記用具、個人番号カード交付申請書

所申調電話で(公社)調布市シルバー人材センター ☎487-9375(高齢者支援室)

### からだ歩行補助具の相談室

杖や歩行器などの福祉用具の上手な活用について、理学療法士が個別にアドバイスします。

期10月27日(火)午後(詳細な時間は申込時に決定)

所文化会館たづくり3階301・302会議室

対65歳以上の市民(要介護認定者を除く)

定申し込み順2人

費無料

申調10月6日(火)から電話で高齢者支援室 ☎481-7150

### 介護教室

期①10月28日(木)②11月12日(金)

時午後1時30分～3時

所ちょうふの里サブセンター2階(上石原3-54-2)

関①優しい認知症ケア「ユマニチュード」の紹介

②認知症リハビリテーション「回想法」とは

調①地域包括支援センター職員

②青木病院職員

定各回申し込み順12人 費無料

申調①10月22日(金)②11月5日(金)までに電話で地域包括支援センターちょうふの里 ☎441-6655(高齢者支援室)

### 家族介護者向け介護技術講座「体感して学ぶ介護のこつ」

期11月4日(木)午後2時～3時30分

所染地地域福祉センター

対市内在住の家族を介護している方など

定申し込み順10人 費無料

申調電話で調布ゆうあい福祉公社 ☎481-7711

※申込時に困っていること、知りたい介護技術を伝えてください

### 認知症サポーターフォローアップ講座「認知症当事者は、認知症を、どうみているのか」

期11月9日(火)午前10時～11時30分

所文化会館たづくり8階映像シアター

対市内在住・在勤・在学の認知症サポーター養成講座修了者

関北村世都(聖徳大学准教授)、認知症当事者

定申し込み順30人 費無料

申調電話で(公財)調布ゆうあい福祉公社 ☎481-7711

### 調布ゆうあい福祉公社相談事業「法律相談」

法律に関する悩みを弁護士に相談できます。

期11月11日(木)午前10時30分～正午

定申し込み順2人(1人40分)

費無料

申調11月10日(水)までに電話で(公財)調布ゆうあい福祉公社 ☎481-7711

### パソコン、スマホ、タブレットなんでも個別相談会(第4回)

期11月12日(金)

時午後1時～2時、2時15分～3時15分、3時30分～4時30分

対市内在住の障害や疾患のある方と家族

定各回2人(初参加優先。多数抽選)

費500円

持相談したい機器※申込時に確認

他詳細は社会福祉協議会(上のQRコードからアクセス可)参照

申調10月6日(火)～11月4日(木)に直接またはFAX・電話でドルチェ(総合福祉センター4階) ☎490-6675・☎444-6606(社会福祉協議会)

## 暮らしの情報

### 税金・保険・年金

#### 市税の納付は口座振替を～申し込みは郵送でも可能～

【納付期限】

お手元の納付書でお納めください。納付方法の詳細は納付書または市などをご覧ください。納付書がない方は、納税課までご連絡ください。

○個人市・都民税(普通徴収)／

第3期・11月1日(月)

○国民健康保険税／

第4期・11月1日(月)

○固定資産税・都市計画税／

第3期・12月27日(月)

【口座振替対象税目／納期限・申込期限】

○国民健康保険税／

第5期(11月30日(火)振替)・10月20日(火)(必着)

○固定資産税・都市計画税／

第3期(12月27日(月)振替)・11月10日(火)(必着)

○個人市・都民税(普通徴収)／第4期

(令和4年1月31日(月)振替)・12月10日(金)(必着)

関依頼書(市内の取扱金融機関に備え付け。郵送希望は要連絡)で申し込み※キャッシュカード(来庁者本人名義)と本人確認書類を市役所に持参し、その場で手続き可。詳細は市または問い合わせ

関個人市・都民税の年金特別徴収(公的年金からの天引き分)は、口座振替不可

関納税課(市役所3階) ☎481-7214～20※10月から、国民健康保険税の納付に関する窓口は納税課に変更

#### 市民課・保険年金課・納税課の休日窓口

期10月9日(土)・24日(日)、11月13日(土)

時午前9時～午後1時

関保険年金課は国民健康保険のみ取り扱い

所調市民課(市役所2階・市役所1階101会議室)

☎481-7041～5

保険年金課(市役所2階) ☎481-7052

納税課(市役所3階) ☎481-7214～20

#### 認定長期優良住宅にかかる固定資産税(家屋)の軽減

長期優良住宅の認定を受け、令和4年3月31日までに住宅を新築した場合、申請することで当該家屋の固定資産税の軽減が受けられます(一定要件あり)。

関新築した翌年の1月末まで

関長期優良住宅認定通知書の写しと申告書(資産税課(市役所3階)で配布または市から印刷可)を〒182-8511市役所資産税課 ☎481-7208・9に郵送または持参

#### 国民健康保険加入者の傷病手当金支給の適用期間を12月31日(金)までに再延長

適用期間/令和2年1月1日～令和3年12月31日(金)で療養のため仕事を休んだ期間

関給与などの支払いを受けている国民健康保険の加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染し療養のため仕事を休み、給与などを受けられない場合、世帯主からの申請により傷病手当金を支給

関申請方法などは市参照、または電話で問い合わせ 関保険年金課 ☎481-7053

#### 国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除・納付猶予などの承認を受けた期間は、保険料を全額納めた場合と比べて老齢基礎年金の受給額が少なくなります。

この期間は、10年以内であればさかのぼって保険料を納付(追納)することができ、追納した期間は保険料を納めた扱いとなります。詳細は年金事務所へお問い合わせください。

関日本年金機構府中年金事務所 ☎042-361-1011

(保険年金課)

#### 国民健康保険の新しい保険証を送付

10月から使用する新しい保険証を、8月中旬から9月中旬に加入者へ送付しました。まだ届いていない方は、保険年金課にご連絡ください。

◎調布市の国民健康保険以外の健康保険に加入したら切り替え手続きを

切り替えの手続きが済んでいない方は、早めにやめる手続きをお願いします。

関新しく加入した健康保険証、国民健康保険証

関郵送手続き可

関保険年金課 ☎481-7052～4

### 平和祈念祭の中止

平和祈念祭は、戦争などで亡くなられた方々への追悼の念と、今日の平和が永遠に続くことを願い、調布市遺族厚生会と調布市の共催で例年11月に実施していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今年度は中止します。

#### ●調布市遺族厚生会とは

市内在住の戦没者の遺家族で構成される団体です。遺家族間の交流などを図るため、年1～2回の研修や、戦没者追悼式への参列などの活動を行っています。市内に在住する戦没者の遺家族は誰でも入会できます。

関福祉総務課 ☎481-7101

調布市遺族厚生会会長 ☎481-5588

#### ●児童虐待の「早期発見」は、子どもと保護者を必要な援助につなげるための第一歩です

虐待されている子どもや、その保護者は援助が必要です。虐待が疑われる行為を発見した場合はご連絡ください。なお、連絡した方の個人情報を守られます。

期午前9時～午後5時(第3土曜日とその翌日、年末年始を除く) 関子ども家庭支援センターすこやか ☎0120-087-358(子ども政策課)